

調達物品の説明書

公益財団法人長野県下水道公社理事長

1 適用

この調達物品の説明書は、公益財団法人長野県下水道公社（以下、「公社」という。）が調達する固形塩素剤（以下、「薬品」という。）に適用します。

2 納入期間等

(1) 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 納入場所

薬品の納入場所は、次のとおりです。

処理場名	住 所
小諸浄化管理センター	小諸市大字大久保135
和田浄化センター	小諸市大字和田341-1
伊那浄水管理センター	伊那市下新田 2990
大町浄水センター	大町市社 8222
明科浄化センター	安曇野市明科東川手 364-8
軽井沢浄化管理センター	北佐久郡軽井沢町大字長倉 918-4
御代田浄化管理センター	北佐久郡御代田町大字御代田字六反 3029 番地 1
富士見処理場	諏訪郡富士見町落合 8202-22
飯島浄化センター	上伊那郡飯島町飯島 380-1
宮田アクアランド	上伊那郡宮田村 6879
高森浄化センター	下伊那郡高森町下市田 3929-1
新田浄化センター	下伊那郡高森町山吹 3144
木曽福島浄化センター	木曽町福島 3767-1
山形浄化センター	山形村字東原 3984
ピュアラインあさひ	東筑摩郡朝日村大字小野沢 857
木島平浄化センター	下高井郡木島平村大字上木島 463-1
クリーン飯綱	上水内郡飯綱町大字豊野 4866-2
その他公社が指定する場所	

3 品質規格等

(1) 薬品の品質規格等は、次のとおりとします。

項 目	規 格
成分	トリクロロイソシアヌル酸
有効塩素	90%以上
形状	200 g / 錠

(2) 受注者は、納入前に製造元の「製品規格書」及び品質規格に該当している旨を証明す

る書類を公社に提出してください。

- (3) 公社が薬品の品質について検査が必要であると認める場合には、受注者は公社が指定する項目の物性試験を行い、その結果を速やかに報告するものとします。
その際、品質の報告にかかる全ての費用は受注者の負担とします。

4 予定数量

予定数量は、次のとおりです。

なお、数量は保証するものではなく、増減する場合があります。

処理場名	年間予定数量 (kg)	1回あたりの発注量 (kg/回)
小諸浄化管理センター	2,250	750
和田浄化センター	750	375
伊那浄水管理センター	3,750	750
大町浄水センター	300	150
明科浄化センター	375	375
軽井沢浄化管理センター	1,800	600
御代田浄化管理センター	900	300
富士見処理場	1,800	600
飯島浄化センター	450	150
宮田アクアランド	600	150
高森浄化センター	1,665	300
新田浄化センター	285	360
木曽福島浄化センター	1,350	450
山形浄化センター	600	300
ピュアラインあさひ	1,200	600
木島平浄化センター	750	150
クリーン飯綱	795	150

5 納入方法等

納入方法等は、次のとおりとします。

- (1) 納入は、公社が指定する場所及び日時に、箱入りの荷姿で行ってください。
(2) 納入日時は、原則として日曜、祝祭日、振替休日を除く日とし、9時から16時
(12時から13時は除く。) とします。
ただし、非常時及び連続休日が長期にわたる場合はこの限りではありません。
(3) 受注者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じてください。

6 打合せ等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに公社と納入手順及び発注方法等の打合せを行ってください。
(2) 受注者は、契約締結後速やかに連絡体制を確立し、各担当、責任者及び連絡先を公社に報告してください。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに安全データシート（S D S）を提出してください。

7 その他

- (1) 受注者は、関係法令を遵守してください。
- (2) 本契約履行上、受注者の原因で発生した事故等の責任及びそれに伴う費用の一切の負担は、受注者が負うものとします。
- (3) 受注者の原因で設備等を破損した場合は、公社の指示に従い、受注者の責任において速やかに修理、復旧してください。
- (4) この調達物品の説明書に定める事項について疑義が生じたとき、又は調達物品の説明書に定めのない事項については、両者協議によるものとします。